

業界団体による資産担保融資事業

饗庭靖之

1

第1 業界団体による融資の提案

1 不動産を有していない企業が融資を受けるためには

資産担保融資（A B L）の金融手法につき、不動産担保融資との違いを説明すると、わが国の金融実務は、昭和初期に発生した金融恐慌以後、銀行等の商業金融機関が土地を担保に融資を行うとの方式が主流をなしていた。土地を担保としてされる融資は、弁済の原資となるべき収益力に関するリスクについて、現に存在する土地という代替的価値を把握することによって、対処しようとするものである。

これに対し、米国においては、融資一般に関し、融資先の債務不履行（デフォルト）による不良債権の発生を防ぐためには、融資先の収益力の的確な判断こそが決定的な要素となるとの認識が、同じく金融恐慌を契機に、早くから定着していた。特定の事業者がある時点で有する不動産などの資産と、その事業者の収益力とは、次元を異にするものであるところ、融資先の収益力についての分析・判断をし、その事業者の収益力の一部を、担保として優先的に把握して、デフォルトに際してはその担保を実行して融資金を回収しようとするものである。この米国で定着した担保の方法が、融資を受ける法人の在庫や売掛金、あるいは法人の預金を担保とする資産担保融資（A B L）である。

日本においては、不動産を担保にとることが主流をなしているが、不動産に依存しない新たな担保手法として、資産担保融資（A B L）が取り上げられ、地方銀行が中小企業による地場産業の資金ニーズに対応する手法として喧伝されてきた。

しかしそれにもかかわらず、日本の金融において資産担保融資（A B L）は停滞している。

資産担保融資（A B L）が停滞する原因となっているのは、融資先の収益力を分析するという金融手法が困難であることにあるのではない。A B Lは、不動産である土地を担保に取る場合に比べて、動産や債権を、融資側が担保として評価すること、担保を設定した後に担保の価値が継続して失われないように管理を行うこと、債務の不履行が起きたとき担保権を実行して貸付金を回収することのいずれも事務処理と費用がかさむという点に問題がある。この負担が、融資を行う金融機関にとって大きなものとなっていることに、A B Lが停滞する原因がある。

日本で資産担保融資を行うことを銀行にとって負担が大きいことから、銀行は不動産を担保にした融資以外は手掛けないということが意味するのは、不動産を持っていない企業には、金融機関による融資は期待できないということである。

このため、不動産を持っていない企業が融資を受けることを実現するためには、業界

¹ Yasuyuki Aeba 東京都立大学法科大学院教授、首都東京法律事務所弁護士

団体が金融機関から融資を受けて、業界に属する企業に対して融資を行うことが必要である。

2 産業が発展していくために、その業界のエースの企業が育つことの意義

業界の水準を引き上げてくれるような企業が現れてくることは、業界全体を裨益させてくれる場合がある。

また、業界に属する各企業の面倒をみってくれる機能が、業界にあってもよい。

このため、業界団体として、一般社団・財団法人でもよいし、業界の共同事業を行うために協同組合を立ち上げてよい。あるいはNPOで事業を行うことも考えられる。

そのような業界団体が、業界の水準を引き上げてくれる有力企業を育てるために、業界の企業に対して、金融機関を通さずに、業界団体が金融機関から融資を受けて、業界に属する企業に融資を行う事業をすることを、以下提案する。

なお、以下においては、融資事業を行う業界団体を、協同組合に代表させて、協同組合として記載するが、内容は、そのまま他の業界団体である一般社団・財団法人やNPOにあてはまる。

第2 協同組合や一般社団・財団法人など業界団体による資産担保融資（ABL）

1 中小企業者への担保融資の必要性

中小企業が運転資金を捻出補充したり、設備投資をして事業規模を維持拡大する必要性に対応するためには、融資を受ける必要がある。

融資には、貸金を返還しないという債務不履行（デフォルト）の危険がある。融資を行って貸金債務の不履行により損失を被らないためには、貸し倒れの危険に見合う分、利息の支払いを上乗せすることが必要になる。

デフォルトのリスクを金利に上乗せして回収することは高利の貸付けとなるため、融資には適切な担保を提供させて、デフォルトがあったときは担保を実行して融資金を回収することが必要である。

このため、融資先の法人が不動産を有していれば、その不動産を担保に提供させて融資をすることができる。融資先の法人に不動産がない場合には、法人の経営者の連帯保証を要求し、さらに経営者が不動産を持っていれば不動産を担保に提供してもらう。

しかし、経営者に連帯保証を要求することは過酷な場合があり、また適切な不動産がないときも多い。

このため、融資を受ける法人の在庫や売掛金、あるいは法人の預金を担保に供する、資産担保融資（（アセット ベースド レンディング）以下「ABL」という。）の必要性がある。

ABLとして担保にとる財産としては、商品の場合は、在庫に担保を設定することができ、設備装置の場合は設備装置に担保を設定でき、知的財産権の場合は知的財産権に

設定できる。そのほか預金等、売掛金債権、賃貸借契約の敷金返還請求権などが担保の対象としうる。

2 協同組合や一般社団・財団法人など業界団体の資産担保融資（ABL）を行う適性

協同組合や一般社団・財団法人など業界団体による融資事業が成り立つためには、組合員や社員に対する融資について、利息元本の返済を受けること、仮に債務不履行があったときは担保を実行することにより、100%資金回収できることが、事業が持続可能性を持つために必要と考えられる。

そのためには、協同組合や一般社団・財団法人など業界団体の組合員や社員に対する融資は、組合員の信用が大変高いときを除いて担保によって保全されていることが必要である。

担保として確実性のあるのは、現預金、不動産であるが、これらの確実な資産を担保に提供できない中小企業者も多いため、現預金、不動産以外の、中小企業者が事業を行うために有している財産を担保にする必要があり、このため、在庫や売掛金、そして現預金を担保にする、資産担保融資（ABL）を行うのが適切である。

融資を受けようとする者を構成員とする業界団体が、動産や債権の担保の管理と執行を行う能力があつて、効果的に低コストでABLを実行し得るのであれば、業界団体による資産担保融資（ABL）事業が成立し得る。

金融機関が資産担保融資（ABL）によって中小企業に対して融資を行うことについては停滞している状況にあると考えられるが、既存金融機関でない協同組合一般社団・財団法人などの業界団体が、資産担保融資（ABL）を手掛けて組合員や社員に対する貸付けを行い、もって中小企業の資金需要を充たすことに資することができれば、既存金融機関の手が届いていない中小企業者の資金需要に応える融資事業を実現するという大きな社会的貢献をすることができると考えられる。

3 資産担保融資（ABL）における担保管理の必要性と問題点

金融検査マニュアルやバーゼルⅡという政府や国際機関における認識では、動産担保融資や債権担保融資を実行していくにあたっては、事業の流れやキャッシュフローを含め、取引先の状況を継続的に、かつ定期的にモニタリングを実施することが、担保価値について正確に把握するために必要であるとされている。

特に、動産・売掛債権等を一体的に担保設定するABLという仕組みにより資金供給を行う際には、取引先企業の事業価値をより適時・適切に、かつ個々の動産・債権に着目するだけでなく、事業全体を総合的に把握することが必要となる。このため、融資先企業との間で、長期的な取引関係とそれによって得られる情報をベースに金融サービスを提供する²ことが必要になる。

² 柳瀬護「ABLを巡る最近の金融行政の対応」（ABLの理論と実践）22頁商事法務

しかしながら、動産担保の問題点として次の点が指摘される。

「在庫担保融資を実施する場合に重要な視点である評価業務、管理業務、処分業務を行うことのできる専門事業者がわが国においてはわずかであることから、在庫を担保にした融資が拡大しないことである。

中古車市場であれば相場が建っており、ある程度の価格帯を想像することができるが、洋服等のアパレル、販売品種の多いホームセンター、在庫を多く抱え込まなければならない宝飾類の流通価格を即時に想像することは困難である。

この流動化市場の活性化のためには、「この在庫群であれば、即時にこの価格で買い取ることができる」という専門業者が複数存在することが必要である。従来、これらの買取にはいわゆる「バッタ屋」しか存在しておらず、事実上、バッタ屋の言い値での売買しか流動化の手段しかなかった。この限定された手段のみでは、金融機関としては価格の妥当性の心証形成ができず、これが在庫の価値に着目したファイナンスの進捗を阻害している一因になっていると考えられる」³。

4 資産担保融資（ABL）における担保の評価、管理、実行

「米国では、ABL関連サービス専門会社が数多く存在している。金融機関は、ABL関連サービス専門会社と密接に連携・共同して進めるケースが多い。サービス専門会社としては、在庫の評価を行う評価会社（アプレイザー）や融資先を訪問して売掛債権や在庫の所在について実地調査を行う実地調査会社（フィールド・イグザミナー）や担保権の登記を行う作業を代行したり、他の債権者が担保権を有していないかなどを確認する登記調査会社、そして担保の処分を実行する会社（リクイデーター）、さらには担保処分時のオークションを担う会社（オークショニア）などがある。米国では、20世紀以降、企業の創業と廃業が頻繁に行われ、保有資産の評価や処分を迅速・客観的・公正に行うシステムが発達し、この過程でアプレイザー、リクイデーター等が誕生した。」⁴と指摘される。

担保の評価、管理、実行として行う業務と、それを担っているアプレイザー、フィールド・イグザミナー、リクイデーターは次のような業務を行う業者である。

(1) 担保の評価を行う評価業務

日本政策投資銀行が行ったABLの事例では、担保となる在庫の評価については、債権会社が既存の卸売販売経路で販売するときは、過去実績から算出した粗利益から在庫価値を算出するという⁵。担保となる売掛債権の評価については、月毎の売り上げのポートフォリオ（組合せ）と個別債権の信用力を勘案し、評価を行うという。

³ 松木大「日本政策投資銀行のABLスキーム」（ABLの理論と実践）64頁商事法務、2007年

⁴ 海上泰生「米国のABLを支える「ある種のインフラ」の存在とその機能—動産・債権担保融資の進展を促すもの」34頁、2007年

⁵ 松木大「日本政策投資銀行のABLスキーム」（ABLの理論と実践）82頁商事法務

このほか、融資を受けた企業の有する設備、知的財産権などが評価の対象となる。

担保の評価の当否によっては、例えば、評価が低すぎて過小な貸出枠が設定され、借入企業の資金需要を十分に満たせなかったり、逆に、評価が高すぎて金融機関が過大なリスクを抱え、ときには大きな損失を被ってしまうというおそれも出てくるので、専門性とノウハウが要求される。

ABLにおいて、借入企業に対する「貸出基準額」を算出する上では、売掛債権や在庫などの資産について、これを処分する際の価格が想定されているが、米国では、この資産の評価業務を担う専門会社がある。

米国のゴードン・ブラザース・グループが評価を行う場合には、法的に買取保証をするものではないが、評価した在庫の内容が変化しなければ、その金額で換金もしくは買取を行うという⁶。

(2) 担保の管理（モニタリング）を行う調査業務

ABLにおけるモニタリングの内容としては、第1に、融資期間中における債務者の状況把握が必要であり、第2に、担保目的物である動産や売掛債権の評価額の洗替えが必要である。

ABLの担保目的物は、動産や売掛債権等の流動性の高い資産であることから、不動産などの非流動的資産と比較し、融資期間中における担保価値自体の変動が大きく、担保自体の安定性は低い。ABLにおいては、債務者の状況の把握、及び貸出基準額の再算定を行うことにより、融資元本がどの程度のリスクにさらされているのかを定期的に把握することで、債務者および担保目的物の状況に応じた機動的アクションをとるための情報を得ることが重要であり、この情報を得るための手段がモニタリングである。

季節的な要因で売上高が左右されるような業態の企業においては、ピーク時の在庫高が端境期の倍に達するなどという事例も存在する。これに対し、基本的には、担保評価額が最も低水準となる月を基準として貸出基準額を設定しておくことで、担保評価額の下振れリスクを解消することが可能となる。

日本政策投資銀行が行うABLの事例では、担保の管理については、月次ベースで在庫、売掛債権について評価する⁷という。

ABLにおけるモニタリングは、融資期間中における債務者の状況の把握、担保目的物である動産や売掛債権の評価額の洗替えのために必要であり、このモニタリングを担当するのが調査業者（フィールド・イグザミナー）である。

フィールド・イグザミナーは、実地調査において、当該企業の銀行間取引明細・帳簿等の閲覧、当該企業の顧客の動向、在庫の種類、在庫管理のシステム、他債権者に負っている債務などの多岐にわたる情報を収集する。また、取引先と良好な関係を構築して

⁶ 堀池篤「動産の買取・処分業務の実際と今後の展開」（ABLの理論と実践）131頁商事法務、2007年

⁷ 松木大「日本政策投資銀行のABLスキーム」（ABLの理論と実践）82頁商事法務

いるか、税金の滞納はないか、といった点もチェックする。フィールド・イグザミナーは、借入企業による企業活動、すなわち、原材料の発注、製品の飼育、在庫の積み上がり、顧客への販売による売掛債権の発生、販売代金の回収といった事業サイクルを意識して観察し、信用リスクや取引リスク、コンプライアンス面でのリスクについても把握・分析を行う。

(3) 担保の実行を行う処分業務

日本では中古品が資産価値に見合う十分な価格で売れないのは、中古品の売買を行う事業分野が未発達という点があり、中古品の売買が活発に行われる市場を作り上げることが、ABLにおける担保品の処分が自由にできるようになり、ABLが発展する鍵である。

米国でも40年前には中古品が資産価値に見合う十分な価格で売れない状況だったと言われるが、状況を変革した担い手が、処分業者（リクイデーター）である。

米国の代表的なリクイデーターであるゴードン・ブラザース・グループの在庫等資産の換価手法としては、主に以下の、閉店セール、ホールセール、機械等のオークションの3つだという⁸。

① 閉店セールは、融資先企業の小売店舗の店舗、従業員、什器などをそのまま利用して「閉店セール」という消費者向けのイベントを通して、小売店舗内の在庫の換価を行うもので、経費などの控除後で簿価の60%から80%ぐらいの回収率を平均的に出す場合も少なくないという。たとえば、店舗にある在庫を第三者にバルクとして一括で売却するよりもはるかに高い回収率を得ることが可能とのことである。

② ホールセールは、リクイデーターが、過剰在庫、見切り品、発注キャンセル、売れ残り品などの余剰在庫を買い取り、自己のネットワークを使用して、買い取った対象商品を売却する。

③ 機械等のオークションは、現地で機械設備に関するオークションを行い、オークションで売買が成立した機械は、買い手が機械を運び出し、取引を成立させる。

5 協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体による資産担保融資（ABL）の成立可能性

(1) 協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体による組合員の資産の評価、管理、担保の実行

以上のとおり、資産担保融資（ABL）における担保の評価と管理と実行には、不動産を担保にしたときの評価と管理と実行に比して、資金回収効果に比して、手間と費用を要する度合いが大きいという問題が、資産担保融資（ABL）の問題点となっている。

資産担保融資（ABL）の実行につき、金融機関が実施することが困難な業務があり、

⁸ 堀池篤「動産の買取・処分業務の実際と今後の展開」（ABLの理論と実践）145頁 商事法務

今後も金融機関が直接資産担保融資事業に乗り出すことを見通すことは困難だと言えるであろう。

そのため、資産担保融資事業を進展させるためには、金融機関から協同組合や一般社団・財団法人が融資を受けて、協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体が、組合員や社員に対する資産担保融資事業を行う専門機関として、資産担保融資（ABL）における資産の評価と管理と担保の実行を効率的に実施することを検討する必要がある。

（以下では、協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体を協同組合に代表させて説明する。）

協同組合が、組合員に対して資産担保融資（ABL）を行う際の組合員の有する資産の評価、管理、担保の実行の業務を、協同組合の職員をもって行う業務と、専門業者など第三者に委託する業務に切り分け、更に協同組合の構成員である組合員の力も借りて、効率よく実施することが想定できないかとの問題である。

同業者の組織体であるような協同組合は、組合員の属する業界の特有の事情に精通していることを生かして、担保の評価、管理、実行を行うことは、金融機関や専門業者と比較しても優位性を発揮できる場合があり得ると考えられる。

また、協同組合は、担保物の処分を行うことについて、同業者の組合員が担保の目的物である資産を自らの事業に利用できることから買取りを行うことができる場合があるだろう。あるいは同業者の提供する情報により担保物を必要とする実需者を発見して担保の処分を行うことができれば、協同組合は銀行が行う場合よりも有利に担保の目的物である資産を売却できる。

（2）中古品の処分市場の発達

上述の引用した記述に、「中古車市場であれば相場が建っており、ある程度の価格帯を想像することができるが、洋服等のアパレル、販売品種の多いホームセンター、在庫を多く抱え込まなければならない宝飾類の流通価格を即時に想像することは困難である」とあるが、この記述がされたのは2007年であるが、それから10年以上の経過により、「洋服等のアパレルの流通価格を想像するのは困難である」という記述は、処分業者に加え、リサイクルショップや、メルカリやヤフオクの消費者による中古の洋服等のアパレルの多チャンネルの流通ルートがある現状を説明するものとはなっていない。この10年余で、C2C（消費者と消費者間の売買）やB2B（事業者と事業者間の売買）の中古品が流通する市場は、着実に大きくなっていると言えるだろう。

再使用物品の取引は着実に拡大しており、平成27年度の環境省調査による国内の再使用（リユース）の市場規模は、消費者の最終需要ベースで3兆1千億円になっている。洋服等のアパレル以外の他のものについても、中古品の流通市場が今後もさらに拡大発展していく可能性は高いと考えられる。

循環型社会形成推進基本法は、資源消費が抑制され、環境負荷ができる限り低減される社会を形成するため、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）による資源の循環

的利用を求めている。

協同組合は、組合員の資産の再利用を促進して、中古品の流通市場の発達に貢献することができると考えられる。

組合員の飼育設備や在庫などの動産資産の再利用等を伸ばしていくことは、循環型社会を形成していく上で効用が大きく、協同組合や一般社団・財団法人など業界団体を取り組むことは、組合員の属する業界の飼育性を向上させることに繋がると考えられ、協同組合の使命となりうる事業と考えられる。

(3) 協同組合による組合員の資産の再利用の促進

協同組合による組合員に対する資産担保融資（A B L）を行っていく上で、協同組合の組合員の飼育設備や在庫などの動産資産が、価値に見合った適正な価額で取引されるようになることは、必須の重要性がある。

このため、協同組合が、組合員の飼育設備や在庫などの動産資産が、価値に見合った適正な価額で取引されるようになるために、中古品市場を発見して利用すること、中古品市場がないときはそれが形成されることに協同組合も協力していくこと、可能な場合にはそのような中古品市場を自ら開拓することは、協同組合の業務とするに相応しい。

資産担保融資（A B L）が中古品処分市場に十分にアクセスできないため停滞している現状のブレイクスルーとして、協同組合が、組合員の飼育設備や在庫などの動産資産が、価値に見合った適正な価額で取引されるようになるために、中古品市場を活性化することに協力していくことは、協同組合の意義ある活動である。

以上により、協同組合が、組合員の飼育設備や在庫などの動産資産の担保の評価、管理、実行に関わることにより、協同組合が組合員に対する資産担保融資（A B L）を実行することが望まれる。

6 動物飼育の共同事業を行う協同組合の資産担保融資事業

以上のように資産担保融資（A B L）が停滞する原因となっているのは、動産や債権の担保の管理と執行を行うことに困難があるからである。この問題点をクリアして資産担保融資を行う例として、動物の飼育の共同事業を行う協同組合を想定し、この組合が、動物の飼育の同業者組合として、資産担保融資を行うことを、モデルとして説明する。

(1) 動物飼育の共同事業を行う協同組合による資産担保融資（A B L）のスキーム

動物飼育の共同事業を行う協同組合は、動物飼育のための数種の事業を行っている想定されるが、その一つとして、組合員が飼育するために動物を購入するのに必要な資金を資産担保融資することを想定する。

組合員が飼育するために動物を購入することへの資産担保融資とは、協同組合が市中銀行から借りた資金を原資として、動物の飼育を事業として行う組合員に対して、生後それほど経っていない子供の動物を購入するのに必要となる資金を、その購入する子供の動物を担保にして貸し付けるものである。

協同組合の融資の資産担保としては、組合員が融資により購入する動物の所有名義を協同組合にするのが適切である。

協同組合は、組合員が子の動物を購入する費用を支払うが、その購入代金の返済を、動物の飼育が完成し動物を販売する時点まで猶予し、そして組合員が動物を市場で売却するが、形式的には協同組合が動物の所有権を持つので協同組合が売却したことになる。

組合員は、形式的には動物を協同組合からリースされて預り、飼育を行い、飼育後に売却すると、協同組合は売却代金から、協同組合が負担した子の動物の購入費用とその利子を回収し、その残額が、組合員の手取りとなる。

これは、資産担保融資（ABL）を、リース契約による集合動産譲渡担保として行っていることを意味する。

このような法的形式は、例えば飛行機会社が航空事業に必要な飛行機をリース会社に買ってもらい、立て替えてもらった購入代金はリース料としてリース会社に対して分割払いするというリース契約の法形式を使ったものである。

このような法的形式を取るのには、担保となる飼育中の動物の所有権者を協同組合名義にすることによって、組合員が担保となる動物を自由に処分することができないようにして、確実に融資金を回収することができるようにするためである。

（2）資産担保融資の原資の市中銀行からの借入れ

上記の協同組合の資産担保融資事業の貸付金の原資は、協同組合の自己資本を超える資金が必要となるから、金融機関から借り入れることが必要である。金融機関からの借入れに対しては担保を提供することが必要となるが、協同組合が提供する担保としては、協同組合の金融機関に対する預金とするのが適当である。預金は、金融機関が相殺等の手段により融資金を回収できるので、金融機関に対して提供する担保として最適である。金融機関に対しては、更に、資産担保融資事業の報告を行い、銀行が適時適切に協同組合の資産担保融資事業をモニタリングできるように事業内容を開示する。

このことにより、金融機関に融資のために、協同組合の役員の連帯保証や所有不動産についての担保を徴求しないよう求めるのが適切である。協同組合自体が過重な責任を負わないようにするためである。

（3）融資の決定

協同組合の融資の決定は、資産担保融資を希望する組合員に対し、組合事務局が面接して融資を決定するのが適切である。

融資の審査は、動物の飼育についての技術力と、動物の飼育についての経営管理能力を審査し、融資による借入を行う組合員には、損益計算書と貸借対照表の作成を義務付けるべきである。

組合員は、協同組合の行う動物飼育に関する複数の事業のいずれかを目的として組合員となっているだろうが、協同組合の組合員であるからといって無条件で資産担保融資の対象とするのは適当でない。

協同組合としては、融資金を返済することがおぼつかない者は組合員であっても資産担保融資の対象とすべきでなく、借入人として誠実に行動することが期待できる者を、融資対象とする必要があるからである。

また、組合員にとっても、資産担保融資は、他でも行われており、競争的に融資が行われているので、組合員は他への融資の申請ができるので、融資を受けられることは権利ではない。

(4) 動物の担保としての特徴

融資により購入する動物は、生後それほど経っていない子供の動物であるのに対し、売却する動物は、一定期間飼育を行って生育が完成した段階の動物である。

この中間の飼育途中の動物が売買される市場はないため、途中段階で担保価値を評価することは困難であるが、飼育期間が延びるほど体重が増加し市場価値が増大していくので、担保価値も大きくなっていく。

銀行が行っている資産担保融資（ABL）では、担保の動物について、月ごとに担保価値の増大があるとして担保の評価換えを行う。

動物は、飼育することによって価値が増大していくという担保として好ましい特徴を有している。

組合が融資する対象となる、購入時の子の動物の価格と飼育後の動物の販売価格には、飼育を行うことによる付加価値分の差があり、子の動物の購入のための融資金が回収できないリスクは小さいものとなる。

(5) 協同組合による組合員への指導と債権管理

金融機関ではない協同組合が資産担保融資を行う最大の意義は、動物の飼育のための共同事業を行っていることを生かして、担保の評価、管理、実行を行うことができる点にある。

動物の飼育のような技術性の高い事業の債権管理のためには、担保となる動物の個体の性状を把握でき、その管理方法について習熟していることが必要であり、それを行える専門職員が協同組合にいたることが担保管理のために必要である。

協同組合は、技術指導を行う職員と経営指導を行う職員によって、資産担保融資を受けている組合員を指導する必要がある。

技術指導として、担保対象の動物が実際に存在していることを確認し、飼育している動物の状態を観察し、適切な飼育のための技術的なアドバイスをすることが必要である。

経営指導として、組合員が動物飼育事業のために作成する帳簿を確認し、資金面から経営状態の判断を行って、経営内容の改善すべき点の指導を行うことが必要である。

これらの指導により、融資対象の組合員の状況を把握するとともに、担保の状況について把握する。そして技術指導と経営指導により、動物の担保価値を減じないように管理しつつ、組合員の経営状態改善への手助けをすることを通じて融資債権の回収率を高めて貸付けリスクを減少させるよう管理することができるのである。

(6) 資産担保融資における債務不履行に対する担保の実行

資産担保融資における担保の実行は、融資を受けた組合員が、融資金の返済ができなくなったことを判断して行う。他業者への債務の支払いを遅延していることなどの情報も合わせて融資の返済について債務不履行であるのかの判断を行うのが適切である。

契約期間中でも契約が解除できる事由として、①受託組合員が債務超過などにより、組合に対する債務の返済が困難と認められる場合、②受託組合員が無届で受託した動物を第三者に譲渡した場合、③受託組合員が組合に受託した動物の購入代金及び利子を返済しない場合、④その他の契約条項に違反した場合などを定め、契約を解除したとき、動物の引揚げができることを規定すべきである。

担保の実行としては、いち早く情報を把握して、倒産と判断した場合は、協同組合の職員により、預託した動物を確保することが必要である。動物を担保としていても、実際に動物を第三者によって持っていかれると、担保権を実行して債権回収を行うことは、事実上困難になるからである。

仮に預託した動物が第三者に持っていかれたときは、持っていった者を特定して取り返す交渉を行う必要がある。

以上のとおり、組合員が倒産により債務不履行となったときは、担保の動物を確保することが、担保実行として重要である。

(7) 担保実行による債権回収

協同組合が融資先の組合員が倒産により融資返還債務の不履行を生じたときに、協同組合の職員によって確保した動物は、施設に余裕のある大規模飼育者の他の組合員に引き渡し、動物の飼育を引き継いでもらう。大きな施設を持っている組合員は、倒産した飼育者が飼育していた動物を引き取って自己の施設で育てる能力を持っているので、倒産した組合員に預託していた動物の飼育を引き継いでもらうよう協力してもらうことが必要である。

そして、協力してもらった組合員に担保対象の動物を飼育してもらい、飼育が完成した段階で動物を市場で売却し、その売却代金から融資金を回収して、担保を実行する。飼育した動物を市場で売却し、その代金から、協同組合が倒産した組合員に対して有していた債権額を回収し、売却代金の残額を、飼育を引き継いだ組合員に取得させることになる。

(8) 銀行の委託に基づく動物の評価、管理事業

動物の飼育を行う者に対する資産担保融資（ABL）を行っている銀行は複数ある。上記の資産担保融資を行う協同組合は、銀行が行う資産担保融資事業について、銀行の委託を受けて、担保管理の業務を行って、銀行の行う資産担保融資事業に協力すべきである。

銀行の行う資産担保融資事業において受託する業務の内容は、担保となる動物を評価し、担保としての管理を行うことである。担保となっている動物の存在を確認し、動物

を見て飼料の投与や健康管理が適切であるかをチェックし、担保の動物の飼育を行う者に対して技術指導をし、担保の動物の状態を銀行に報告し、銀行が債権管理に必要な情報を取得して事業管理ができるよう銀行に協力する業務を協同組合は行うことができる。

協同組合は、自ら動物飼育の資産担保融資事業を手がけることにより、動物の担保としての評価、管理、実行について、専門業者としての知識と経験を獲得している。このことにより、協同組合は、動物に関しアプレイザー（評価業者）、フィールド・イグザミナー（調査業者）、リクイデーター（処分業者）という3つの事業者の能力を備えていることにより、銀行の行う動物の飼育者に対する資産担保融資（ABL）において、動物の担保としての評価・管理業務を専門業者として受託することができる。

協同組合は、銀行による資産担保融資に協力することを通じて、動物の飼育を行う者に広く資産担保融資により資金供給を得ることを可能にし、動物の飼育を行う業界全体を裨益させることができる。

7 協同組合や一般社団・財団法人など業界団体による資産担保融資（ABL）の一般的問題

(1) 融資事業と債務保証事業の相違

金融機関から受けた融資を原資として協同組合が組合員に対して融資を行う事業と、実質的に同じように組合員企業が融資を受ける方法として、組合員企業が金融機関から融資を受ける際に、協同組合が債務保証をして組合員企業の信用力を補完するという事業がありうる。

協同組合が組合員に対して融資を行う事業と、組合員企業が金融機関から融資を受けるときに、協同組合が債務保証する事業のいずれが信用供与のやり方としてより優れているのか検討する。

協同組合が、金融機関に対して、個々の中小企業の必要とする資金をまとめて借り受けて融資事業を行うことは、債務保証事業に比べ、協同組合がいったん借主となって金融機関に対して弁済の責任を単独で背負うことになり、組合員が金融機関に債務を負担するよりも、危険負担の度合いは大きいように見える。しかし、債務保証が連帯保証で行われると、金融機関は融資を受けた中小企業にではなく、協同組合に対して請求することとなり、請求に応じて弁済した協同組合は、組合員に求償権を行使することとなり、融資事業で組合員に返還請求権を行使するのと、さほど違いはない。

債務保証事業に対して、協同組合が、金融機関から受けた融資を原資として、組合員に対して融資を行う事業が最も異なる点は、金融機関から融資を受けるのと比べ、個々の中小企業者の必要とする資金をまとめて借り受けることにより、借入金額が大きくなるので、大きな借り手として協同組合の信用力とバイイングパワーを行使することができる。そして、金融機関が個別の組合員の信用力を審査することに代えて協同組合が一括でその信用力の審査を受けることになるが、協同組合の融資事業のスキームがしっか

りしたものであるとの金融機関の評価を受けることができれば、融資に際して金融機関に提供する担保は、協同組合の自己資金を金融機関に預金することで足りることとなることも可能となる。

(2) 金融機関から協同組合が融資を受ける際に、金融機関に提供する担保

協同組合が、金融機関から融資を受ける際に、金融機関に提供する担保として、協同組合の役員が連帯保証することが問題となる。

仮に役員が連帯保証するときには、役員が連帯保証をすることによって負担するリスクに見合った報酬を、役員に支払う必要があると考えられる。しかし、事業協同組合は共益を目的とする組織であり、役員に高度の責任を負わせてそれに見合う高報酬を出すことに適合した組織であると考えにくく、金融機関の協同組合に対する融資について、その債務の連帯保証を役員にさせてリスクを負わせるべきでないと考えられる。

そして、金融機関の協同組合に対する融資について、役員にその債務の連帯保証をさせてリスクを負わせられないことから、金融機関が役員の連帯保証無しに融資の実行ができるように、貸付金返済債務の履行が確実になるように、協同組合の事業スキームがしっかりしていることが必要である。

協同組合が提供する担保としては、協同組合の金融機関に対する預金とするのが適当である。預金は、金融機関が相殺等の手段により融資金を回収できるので、金融機関に対して提供する担保として最適であるためである。金融機関に対しては、更に、資産担保融資事業の報告を行い、銀行が適時適切に協同組合の資産担保融資事業をモニタリングできるように事業内容を開示していくことも必要である。

(3) 協同組合と組合員の利益相反

金を貸す側と借りる側の利益は相反する要素を含むが、協同組合という共益のシステムの中で、組合が組合員に対し融資を行うことで、金を貸す側と借りる側の両者を内包してしまうことは、利益相反の問題を抱え込まないのかとの点を考える必要がある。

利益相反の問題を生じないためには、金を貸す協同組合の立場と借りる組合員の立場を峻別する必要がある。

協同組合から融資を受ける組合員の側としては、他から融資を受けることよりも、厳しい条件であれば、借りることはないのであり、組合員は、融資の条件について協同組合と他の融資機関とを競争的に見る必要がある。

融資を行う協同組合としては、融資した資金の100%の回収を期することは、事業の持続可能な継続のために必要である。

組合員からの融資要請に対して、協同組合が融資するためには、誠実な債務者として返済を行うであろうと判断できることが必要であるが、それに加え、事業者の意思を超えた事態の出来により債務不履行となったときにも、貸金の回収を期するために必要な担保を徴求することが必要である。

前者の誠実な債務者であることの審査については、組合員からの融資要請に対して、

組合員を審査して、融資をする対象者を選別することは、協同組合として平等に融資を受ける機会を保障しているのかという声がありうる。

協同組合の金融事業の利用について組合員に適正な機会を保障することは、適正に融資の審査を受ける機会を保障することである。融資の審査の結果、債務返済について必要な審査条件が充たされないときに融資の対象とできないことは、協同組合としての事業の持続可能な継続のために避けられない。組合員が事業申請をしてきたのに対し、組合員であるからといって融資を受けられるものではなく、融資の審査をして融資決定する必要がある。そして融資対象とした場合には、組合員に損益計算書と貸借対照表の作成を義務付けることが必要である。

後者の必要な担保の徴求については、担保の評価をどのように行うかという問題がある。担保評価を内部で行うという選択をして組合事務局ないし他の組合員による担保の評価をすることになると、馴れ合いで甘い評価となってしまうおそれはないか、あるいは身内ゆえに厳しい評価になりすぎないかとの問題がありえ、担保評価を外部に依頼するという選択もありうる。

担保評価を内部で行うときもあるいは外部に依頼するときも基本的には、担保物の処分価格について取引市場での値付けが基本とされるべきであろう。

評価の対象となる担保物につき、中古品の取引市場がないときは、評価を行う者の買取保証が付けられた状態で評価されるのが望ましいと考えられる。先述したゴードン・ブラザース・グループの場合、処分業者の行う評価は、買取保証付きの評価書を作成するものではないが、評価した在庫の内容が変化しなければ、その金額で換金もしくは買取りを行うという⁹。評価対象の担保物につき評価の拠り所となるものがないときには、このように事実上の買取保証がある評価が行われることが望ましい。

これも難しいときは、担保物の評価は厳しい基準によって評価することが必要となろう。評価が甘いときには、融資金の回収ができないおそれを生ずる。担保でカバーされない融資を行い、結果として融資金の回収ができないときは、組合の自己資本を取り崩して融資金未回収による損失を補填するか、他の組合員に掛金を課して他の組合員の負担の下に損失分を補填する必要を生じることからは、他の組合員への情報の開示とその同意のもとに実行されることが必要であろう。

(4) 担保権の適切な実行

融資金を適切に回収するためには、担保権の実行を適切に行うことが必要である。担保権の実行要件は、融資金の返済について、債務不履行があったことである。

しかし融資金を適切に回収するためには、融資金返済の債務不履行よりも早期に担保権の実行を行うことが必要になる場合があり、そのための方法が、融資契約書に期限の利益喪失条項（失期事由）を規定することである。

⁹ 堀池篤「動産の買取・処分業務の実際と今後の展開」（ABLの理論と実践）131頁商事法務

期限の利益を喪失する条項としては、①債務超過などにより、債務の返済が困難な場合、②無届で担保物を第三者に譲渡した場合、③融資金及び利子を返済しない場合等が必要である。

資産担保融資（ABL）が担保権実行を見据えた融資であるため、契約に定められた期限の利益喪失条項に該当した場合は、債務の弁済期を到来させて債務不履行による担保権を実行することが必要となる。

民法137条は担保毀損などを期限の利益喪失事由としているが、融資を受けた組合員が債務超過になって倒産状態になると、担保権の実行を行うことに支障を生じる可能性があるため、組合員が債務超過になるよりも前の段階で担保権の実行ができるように、期限の利益を失わせるような失期事由を設けることが適切と考えられる。

一般の貸金契約書の例として日本ローン債権市場協会のタームローン契約書雛形¹⁰を参考とすると、期限の利益喪失事由として、①本契約上の債務か否かにかかわらず、借入人が貸付人に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したとき、②借入人が貸付人に差し入れている担保の目的物について差押え、仮差押え、保全差押えまたは仮処分命令もしくは通知が發送されたとき、担保が毀損されたとき等が規定されている。

この契約書の「貸付人」とは、全貸付人を指しており、他業者への費用の支払いをも遅延していないか状況を見て判断をすべきであり、①は、本契約上の債務か否かにかかわらず、借入人が何らかの貸付債務について履行を遅滞したときを指すものとして定めるのが適切と考えられる。

期限の利益喪失条項を広く規定する方法として、コベナンツと呼ばれる債務者の誓約事項を定めることも行われている。先の日本ローン債権市場協会の契約書雛形の例では、期限の利益喪失事由として、④借入人の表明及び保証した事項が真実でないことが判明したとき、を規定し、借入人の遵守する事項を表明及び保証事項として列挙する。

このため、借入人の遵守する事項を表明及び保証事項（コベナンツ（誓約事項））として、組合員の属する業界の特性から分析して、組合員の経営が危機状態にあることを明らかにする基準を設け、この基準を、売上高、粗利益率、在庫残高、在庫回転率、在庫構成などについて遵守する基準として設定することができる。

担保物の管理において、表明及び保証事項（コベナンツ（誓約事項））が設けられている例として、倉庫業者による管理の例がある。

金融機関は借入れ企業との間でコベナンツ付きの融資契約を締結し、借入企業（荷主）と営業倉庫との三者間契約を締結する。営業倉庫は契約に基づいて、在庫データを金融機関に定期的送信する。在庫が一定量を下回る等あらかじめ定めたコベナンツ条項に抵触する場合は、営業倉庫は金融機関に連絡し、金融機関は営業倉庫に出荷差止を指示して担保保全を図るという¹¹。

¹⁰ タームローン契約書（JSLA平成15年度版）

¹¹ 松木大「日本政策投資銀行のABLスキーム」（ABLの理論と実践）（商事法務、2

(5) 協同組合が、組合員の属する業界の事情に精通することにより、担保の評価、管理、執行を適切に行うことができるか

協同組合が、組合員に対する資産担保融資（ABL）において、担保の評価、管理、処分を、適切に実行しうることが必要である。

第1に、協同組合が、担保の評価、調査、執行業務を行うことについて、市中銀行が行う場合よりも優位性がありうるかの点がある。

一般に、担保物の評価は、その担保物を扱っている業界の人間が精通していると考えられ、市中銀行と比較しても、同業者を組合員に持つ協同組合は、担保物の評価を行うのに適している場合が多いと考えられ、協同組合自身が専門業者としてアプレイザー（評価業者）となりうると考えられる。

第2に、協同組合が、担保の管理、執行業務を行うことについて、市中銀行が行う場合が行うのと違うやり方で行うことができるかであるが、同業者である組合員の協力を得て協同組合が担保の管理、執行業務を行えば、市中銀行が行う場合よりもコストが低くなる場合があると考えられ、協同組合自身が専門業者としてフィールド・エグザミナー（調査業者）やリクイデーター（処分業者）となりうると考えられる。

(6) 協同組合における担保管理の問題—資産担保融資（ABL）における他の債権者との競合

協同組合が資産担保融資（ABL）を行った組合員において、新たな資金を必要とする等の理由により別途債務負担をした先の債権者との間の競合の問題につき検討する。

ABLや債権・動産担保融資が定着していくと、融資を受ける者は、既存の融資により資産を担保として押さえられ、新たに融資を受けたくても、担保に提供しうる資産がなくなってしまうとの問題がある。

この点は、占有改定によって対抗要件を備えた集合動産譲渡担保が、動産売買先取特権に優位すると判断した最高裁昭和62年11月10日判決に対して、石田喜久雄教授が、「設定者へ物を供給した売主は、目的物の代金の支払を受けていないときは、誰であっても目的物が代金債権の引き当てになっていると思うであろうし、設定者の一般債権者は、よもや在庫商品全部の価値が誰かの排他的支配に服しているなどとは、夢想だにしないであろう。」と述べて、債務者の資産に包括的に担保を設定する資産担保融資が、他の債権者の担保権を排除してしまうのではないかと指摘している¹²。

先にモデルとして説明した動物の飼育業に関し資産担保融資を行う例では、担保とする動物に対して第2順位の担保権を設定することは想定していない。しかし、融資対象の子供の動物の購入価格と飼育中の大きくなった動物には相当の価格差があるが、その部分の交換価値部分は協同組合の譲渡担保権にとって過剰担保となっているため、この

007年) 頁

¹² 石田喜久雄「集合動産の譲渡担保」乾昭三編「土地法の理論的展開」(法律文化社・1990年)426頁

交換価値部分につき、2番で担保を設定することを許し、協同組合が1番の譲渡担保権を実行するときに、2番の担保で把握している交換価値部分につき、2番担保権者に換価処分の代金から配当することとする余地がある。

第一順位の譲渡担保権を協同組合が有しているときは、後順位の担保権者が入ってくると、後順位の担保権者が担保物の差押えなど権利主張を行う煩わしさが予想され、後順位の担保権者がつかないことを望むことも考えられる。

しかし、協同組合が融資の担保として組合員の動産と債権に包括的に担保権を設定するとき、協同組合は、組合員が追加的な資金需要のために融資を受けるために新たに担保を設定することを容認する対応をすることは、関係者へ次のとおりの利益がある。

- ① 組合員たる中小企業者の資金需要のニーズに応えようとする新たな融資者に、債権の回収を保障する担保権の保護を与えることができる。
- ② そのような担保の保証があることにより、組合員たる中小企業者の資金需要のニーズを充たすことができる。
- ③ 既に動産譲渡担保権者となっている協同組合にとっても、新たな与信が行われることによる組合員たる中小企業者の事業発展により、当該中小企業者の総財産が増加することは、協同組合の債権回収の観点からも、利益を生じることになる。

このため、協同組合の債権回収の観点からも、利益を生じることになる」との点から、協同組合が、既に組合員の資産の上に担保を設定した善良なる管理者として、組合員の資産の上の担保について一部担保をはずし、あるいは、自らの後順位として、新たに担保権を設定することを容認する対応をすることも考えられる。

平成18年7月20日の最高裁判決は、「重複して譲渡担保を設定すること自体は許されるとしても、劣後する譲渡担保に独自の私的実行の権限を認めた場合、配当の手續が整備されている民事執行法上の執行手続きが行われる場合と異なり、選考する譲渡担保権者には優先権を行使する機会が与えられる、その譲渡担保は有名無実のものとなりかねないこのような結果を招来する後順位譲渡担保権者による私的実行を認めることはできないと言ふべきである。」とする。

このように、後順位譲渡担保権の私的実行は認められていないが、この点については今後の裁判所の判断によって明らかにされていくであろうが、その方向性としては清水裕一郎准教授の、次の主張が参考になろう。

「①譲渡担保の重複設定の可否については、設定者は後順位譲渡担保権の設定を通じて、目的物が有する担保価値の有効利用が可能となることから、妥当であると考えられる。②後順位譲渡担保権者が有する権利内容としては、先順位譲渡担保権が弁済等によって消滅した場合に順位上昇の利益を受け得ること、先順位譲渡担保権の実行後に清算金から優先弁済を受け得ることがある。後順位譲渡担保権者は清算金から優先弁済を受ける方法としては、先順位譲渡担保権者の協力が得られる場合には、後順位譲渡担保権者は清算金を設定者ではなく、自己に直接払うように求めることも可能であるが、先順

位譲渡担保権者が協力的でない場合は、清算金請求権に対して物上代位権を行使してこれを差し押さえることができると考えられる。」とする¹³。

第3 おわりに

金融事業は、中小企業が、運転資金と事業の継続拡大のため設備投資資金を得るために不可欠のものである。

しかし日本の金融機関による融資は、不動産を担保にしたものが中心であって、企業の収益力についての分析・判断をし、その事業者の収益力の一部を、担保として優先的に把握して、担保の方法として、企業の在庫や売掛金、あるいは法人の預金を担保とする資産担保融資（ABL）を本格的に実行することが難しい状況のままである。

このため、協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体が、担保を業界内を流通させる方法によって、資産担保融資（ACL）を本格的に展開することにより、同業者による同業者のための金融事業という新しい金融業を展開させる能力を持っている。

協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体による金融事業が、同業者の集まりという共益のシステムの特徴を十分に生かして、日本の金融の中で独自の地位を占めることができると考えられ、協同組合や一般社団・財団法人などの業界団体による新たな金融事業の展開に向けて、関係される方々の奮闘努力に期待する。

¹³ 清水裕一郎「非占有動産担保の競合」九州大学出版会120頁